

1 第1 地域医療構想とは

1. 地域医療構想策定の趣旨

沖縄県では、これまで6次にわたる沖縄県保健医療計画の策定等を通じ、必要な保健医療提供体制の確保に取り組んできました。医療関係者の協力と努力により本県では質の高い医療提供体制の確保が図られ、県民の医療需要に対応しています。

一方、将来を見通すと、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となると見込まれており、高齢化のさらなる進展により、医療や介護を必要とする方の増加や医療需要の変化など、医療、介護を取り巻く状況は大きく変化していきます。

本県の特徴としては、2025年に向けて人口が増加すること、全国に比べて高齢者の人口増加の伸びが著しいことなどがあげられ、高齢者単身世帯数、高齢者のみの世帯数も増加することが見込まれます。現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは将来の需要に対応できないため、本県の人口構成や医療、介護の需要の特性の変化等を踏まえた対応が求められています。

こうした中、高齢化の進展による医療、介護サービスの需要の増大、労働人口の減少を見据えて、必要な医療・介護サービスが提供される体制を確保しつつ現行の社会保障制度を維持していくため、平成26年6月に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が公布され、医療法をはじめとする関係法令が改正されました。

医療法の改正により、都道府県において新たに策定することとされた地域医療構想は、行政（県、市町村）、医療・介護サービス提供者、利用者（県民）等が地域医療の将来目指す姿を共有し、地域の現状と課題を踏まえ将来見込まれる医療需要に対応できる体制を確保していくための取り組みの方向性を示すものです。

具体的には、平成37（2025）年における病床の機能区分ごとの必要量を定めるとともに、その実現に向けて、病床機能の分化と連携の推進、在宅医療等の充実、医療従事者の確保と育成等の施策の方向性を整理しています。

医療や介護が必要になっても、必要なサービスを受け、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、限りある医療資源を有効に活用し、高度急性期医療から在宅医療まで、患者の状態に応じた切れ目のない医療提供体制を整備するとともに、医療と介護が連携を図り一体的に提供される体制を構築する

36 必要があります。加えて、必要な人材の確保・育成、そして県民自らが望む
37 医療や療養を選択できるような情報提供と医療の適切な利用についての普及
38 啓発等の施策を推進し、本構想の実現に取り組みます。

41 2. 位置づけ

42 (1) 医療法における位置づけ

43 医療法において地域医療構想は医療計画の一部と定められており、第6次
44 沖縄県保健医療計画の別冊として策定し、平成30年度に策定する第7次沖縄
45 県保健医療計画と一体化します。

46 (2) 関連する他の県計画との関係

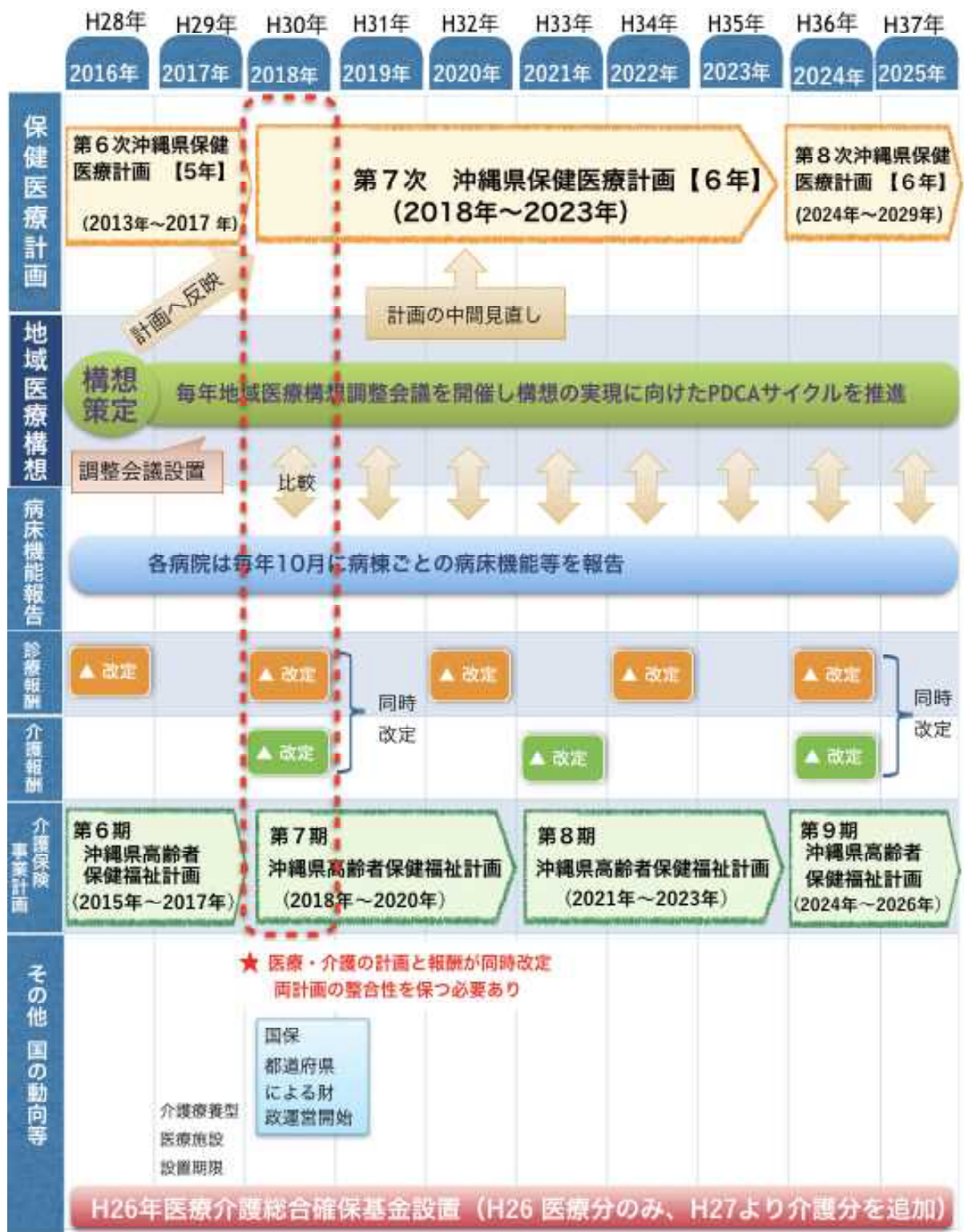
47 今後の高齢化の進展を見据えて、医療、介護が必要な方が必要なサービス
48 を受けられ、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、医療と
49 介護の連携をより一層推進する必要があります。

50 そのため、平成26年の医療法改正により、3年ごとに改訂を行う市町村介
51 護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と改訂のサイクルが一致
52 するよう、医療計画の計画期間が5年から6年に変更されました。今後は、
53 介護保険事業（支援）計画の改訂と同時期に、本構想を含む保健医療計画の
54 中間評価又は改訂を行うこととなります。

55 医療と介護の一体的な提供体制の構築に向けて、本構想を含む第7次沖縄
56 県保健医療計画を平成30年度に策定する際には、同時期に策定する第7期沖
57 縄県高齢者保健福祉計画と整合を図り策定します。

58 また、地域医療構想は沖縄県保健医療計画の一部であることから同計画と
59 同様に、「健康おきなわ21」、「沖縄県がん対策推進計画」、「沖縄県医療費適
60 正化計画」等の保健医療関連計画との整合を図りながら、総合的に保健医療
61 施策を推進します。

図1-1 地域医療構想に係る全体スケジュール（イメージ）



69 3. 構想の策定経緯

70

71 地域医療構想は、関係者が将来あるべき医療提供体制の方向性について共
72 通理解を図り、相互に協力して効率的で質の高い医療提供体制の維持、確保
73 に取り組む必要があります。

74 このため本構想の策定にあたっては、医師会、その他の医療関係団体、医
75 療機関、保険者、市町村等からなる沖縄県地域医療構想検討会議及び二次医
76 療圏ごとの地区地域医療構想検討会議並びに沖縄県医療審議会においてご議
77 論いただくとともに、幅広く県民のご意見をいただくためパブリックコメント
78 を実施し、構想を策定しました。

79

80

81 4. 構想の見直し

82

83 地域医療構想は医療計画の一部ですが、現在、国において現医療計画の課
84 題を踏まえて、医療計画の作成指針の見直しの検討が進められています。国
85 の検討結果を踏まえて地域医療構想も必要に応じ見直しを行います。

86

87 また、介護療養病床は平成29年度末が設置期限となっているため、国は「療
88 養病床の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、慢性期の医療・介護需要に
89 対応する今後のサービス提供体制について検討が行われ、平成28年6月以降
90 は引き続き社会保障審議会等で制度化に向けた議論が行われています。国に
91 おける検討結果を踏まえて地域医療構想も必要に応じ見直しを行います。

92

93

94

95 5. 目標年次

96

97 地域医療構想は、平成37（2025）年における医療提供体制に関する構想で
98 あるため、平成37（2025）年为目标年次として地域医療構想の実現に向けた
99 取り組みを推進します。

100